

大津町地域公共交通計画策定調査業務委託仕様書

1 業務名

大津町地域公共交通計画策定調査業務委託

2 業務の目的

本町を取り巻く環境の変化として、世界的大手半導体企業の隣町への進出やそれに伴う町内への新たな企業の進出、宅地開発の増加、さらには阿蘇くまもと空港と JR 豊肥本線を結ぶ空港アクセス鉄道計画により肥後大津駅の交通結節点機能が高まることで、ビジネス・観光客のさらなる増加が見込まれるなど、社会的環境が急激に変化しており、今後も定住人口・交流人口の増加が予想される。

本町では、令和4年に「使う人の視点・生活行動等に基づく持続可能な公共交通サービスの構築」を基本的な方針として、「大津町地域公共交通計画」（以下「前計画」という。）を策定し、関係者と連携しながら各種事業に取り組んでいる。計画に定める重点施策として、まちなかエリアにおける新たな交通サービス（大津まちなかバス）の実証運行を開始しており、乗合タクシー利用後の二次交通及び町中心部の回遊性向上を図っている。

本業務は、前計画が令和8年度で終了することから、本町を取り巻く社会的環境の整理や前計画に基づく事業の実施状況や目標達成状況に関する評価を行うとともに、将来にわたって持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を目指し、本町の地域特性や地域公共交通網の現状及び問題点、地域住民のニーズ等を把握し、新たに令和9年度を初年度とする「大津町地域公共交通計画」を策定するための調査を実施するものである。

3 履行場所

熊本県菊池郡大津町地内

4 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5 業務内容

（1）地域特性及び公共交通に関する現状整理

①地域特性の整理

本町の地理的条件や産業構造、道路や鉄道網の状況、主要施設（商業、医療・福祉、観光、公共、教育等）の立地、人口構造（人口増減や高齢化率など）、人口分布等の整理を行い、地域特性の把握を行う。

②町内公共交通を取り巻く現状の分析

本町のまちづくり方針（振興総合計画、都市計画マスタープラン等）を踏まえたうえで、町内に運行する地域公共交通（鉄道、路線バス、乗合タクシー、空港ライナー、タクシー等）及びその他輸送資源について、公表されている情報や運行実績等をもとに運行状

況、利用状況、収支状況等を把握し、既存交通モードの種別ごとに現状分析を行うことに加え、公共交通の利用如何を問わず、時間帯別、地域別における人の移動の実態把握を行う。また、整理した結果をもとに、町内の公共交通不便地域の整理を行う。

③前計画の評価・検証

前計画に定める数値目標及び施策の取組状況について、評価・検証を行い、上記①、②と合わせて、今後取り組むべき課題を整理する。

(2) 町民ニーズの把握調査

町民へのアンケート調査を通じて、多様化する地域公共交通への住民ニーズ、地域公共交通の確保・維持に関するあり方を検討するうえで必要な基礎指標を収集し、その結果を分析する。なお、調査内容・方法は提案事項とする。

※調査対象者は2,500人を想定し、約40%の回答を見込む。調査対象者のデータ抽出は町が行う。

※アンケートの実施に伴う全ての費用（郵送料・返信用郵送料含む）は本業務の中に含める。

(3) 公共交通利用者ニーズ調査

町内公共交通の利用者を対象として利用状況や外出実態、改善ニーズ等を収集し、地域公共交通の利用実態及びニーズ等の特性を分析する。また、交通事業者等の関係者へのヒアリング調査を行い、現在の取組状況や利用者特性、課題点などを把握する。なお、調査内容・方法は提案事項とするが、下記の事項は必ず含むものとする。

※アンケートの実施に伴う全ての費用（郵送料・返信用郵送料含む）は本業務の中に含める。

①鉄道利用者への調査

※肥後大津駅において、平日・休日の各1日を想定。

②路線バス利用者への調査

※町内バス路線7路線を対象に、平日・休日の各1日を想定。

③乗合タクシー利用者への調査

※町内全域で250人程度の高齢者を想定し、約40%の回答を見込む。調査方法はアンケート調査や乗り込み調査などを想定。

④潜在的利用者（利用希望者）等への調査

※北部・中部・南部地域の高齢者各100世帯に、アンケート調査や地域での集会時に聞き取り調査などを想定。

⑤交通事業者等へのヒアリング調査

※鉄道（1者）、バス（2者）、タクシー（3者）事業者、町の関連部署を想定。

⑥宿泊施設への調査

※10施設程度を想定。

⑦町内通勤者への調査

※大津町企業連絡協議会に加盟している企業70社程度にオンラインアンケート調査のチラシ配布を想定。

(4) 地域公共交通の問題点・課題の整理

法の趣旨及び内容、本町の地域特性や公共交通の現状分析、各種ニーズ調査の分析結果を踏まえ、本町における地域公共交通の問題点・課題を整理する。

(5) 協議会運営等の支援

大津町地域公共交通会議の開催予定を年2回程度とし、会議資料の作成、会議への同席・説明補助、議事録の作成などの会議の運営支援を行う。

(6) 打合せ協議の実施

委託業務内容の円滑な履行に向けて、委託者との情報共有を進めるために必要とされる十分な回数の協議を実施する。なお、協議は対面を基本とし、必要に応じてオンライン会議を実施する。

(7) 報告書の作成

最終的な調査結果等について成果報告書としてとりまとめを行い、最終打合せ時に納入する。

6 業務に必要な届出書類

(1) 受託者は、業務着手時に次の関係書類を提出し、委託者の承認を受けること。

- ア 着手届及び技術者等届
- イ 業務計画書

(2) 業務完了時に次の関係書類を提出し、委託者の完了検査を受けること。

- ア 完了届
- イ 納品書
- ウ 成果報告書（紙媒体・電子媒体 ※編集可能な電子データとする）
 - ・ 調査分析結果
 - ・ 協議会等の会議資料、議事録、業務打合せ記録

7 その他

(1) 個人情報の取扱いについて

- ア 委託者が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は、委託者の許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。
- イ 委託期間終了後は、貸与された資料、その他個人情報が記載された資料（電子媒体に記録されたものを含む）は委託者に返還するものとする。

(2) 受託者は本業務実施中に第三者より受け又は与えた損害については、受託者の責任にお

いて処理し、これらに係る費用はすべて受託者が負担するものとする。

- (3) 本業務における成果はすべて大津町地域公共交通会議に帰属するものであり、本会議の承認を受けずに複製や他に公表、貸与してはならない。